

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百九十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（危険鳥獣） 第一条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第二条第六項の政令で定める鳥獣は、<i>Ursus arctos</i>（ヒグマ）、<i>Ursus tibetanus</i>（ツキノワグマ）及び <i>Sus scrofa</i>（イノシシ）とする。 （標識の交付に関する手数料） 第二条 法第二十六条第七項の政令で定める手数料の額は、標識一個につき千七百円とする。 第三条 （略） （緊急銃猟を実施する者の要件） 第四条 法第三十四条の二第二項に規定する緊急銃猟（法第三十八条第二項に規定する麻酔銃猟（次項において単に「麻酔銃猟」という。）であるものの以外のものに限る。以下この項において単に「緊急銃猟」という。）を実施させる場合における緊急銃猟を実施する者に係る法第三十四条の二第三項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。 一 次に掲げる銃器（法第二条第七項に規定する銃器をいう。次号及び第三号において同じ。）を使用することにより緊急銃猟を実施しようとする者が、それぞれ次に定める狩猟免許（法第	（新設） （標識の交付に関する手数料） 第一条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第二十六条第七項の政令で定める手数料の額は、標識一個につき千七百円とする。 第二条 （略） （新設）

三十九条第一項に規定する狩猟免許をいう。）を受けた者であること。

イ 装薬銃 第一種銃猟免許

ロ 空気銃 第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許

二 過去一年以内に銃器による射撃を二回以上した者であること。

三 過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用して、危険鳥獣又はこれに類するものとして環境省令で定める鳥獣（次項において「危険鳥獣等」という。）の捕獲等（法第二条第八項に規定する捕獲等をいう。次項において同じ。）をした経験を有する者であること。

四 日出前又は日没後において、緊急銃猟を建物内以外の法第三十四条の二第一項に規定する住居等又はその付近において実施させるときは、その適正な実施のために必要な環境省令で定める射撃の技能を有し、かつ、その適正な実施に関する講習で環境省令で定めるものの課程を修了した者であること。

2 法第三十四条の二第二項に規定する緊急銃猟（麻酔銃猟であるものに限る。以下この項において単に「緊急銃猟」という。）を実施させる場合における緊急銃猟を実施する者に係る同条第三項の政令で定める要件は、過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする麻酔銃と同種の麻酔銃を使用して、危険鳥獣等の捕獲等をした経験を有する者であることとする。

（緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するための通行の禁止又は制限の手続）

第五条 市町村長は、法第三十四条の四第一項の規定により通行を禁止し、又は制限しようとするときは、通行が禁止され、又は制限されるべき場所を管轄する警察署長にその旨を通報しなければならない。

2 前項の場合において、当該場所に鉄道が敷設されているときは、同項の規定による通報前にその施設を管理する者に協議しなけ

（新設）

3 法第三十四条の四第一項の規定による通行の禁止又は制限は、適当な場所にその旨及び理由その他環境省令で定める事項を掲示し、かつ、禁止し、又は制限すべき場所への通路に市町村の職員又は車両を配置し、その他その場所とその他の場所とを明確に識別できる方法により行わなければならない。 4 市町村長は、法第三十四条の四第一項の規定による通行の禁止又は制限をしたときは、環境省令で定めるところにより、前項の規定により掲示した事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しななければならない。	
第六条 （略） （猟区管理規程の変更等） 第七条 （略）	第三条 （略） （猟区管理規程の変更等） 第四条 （略）
第八条 法第七十一条第二項の政令で定める軽微な事項は、法第六十八条第二項第一号に掲げる事項並びに第六条第一号、第二号及び第四号に掲げる事項とする。 第九条 （略）	第五条 法第七十一条第二項の政令で定める軽微な事項は、法第六十八条第二項第一号に掲げる事項並びに第三条第一号、第二号及び第四号に掲げる事項とする。 第六条 （略）